

# 海老名市教育委員会

(平成26年 1月 定例会議事日程)

日時 平成26年 1月17日(金)

午後 2時00分

場所 海老名市役所702会議室

日程第 1 報告第 1号 海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び  
委嘱について

日程第 2 議案第 1号 海老名市社会教育委員条例の一部改正について

日程第 3 議案第 2号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

日程第 4 議案第 3号 海老名市野外教育施設条例の廃止に関する「意見の申し  
出」について (非公開事件)

## 報告第1号

### 海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び委嘱 について

海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し、別紙のとおり発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年1月17日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 報告理由

辞職に伴い、新たに委嘱したため

## 海老名市青少年相談センター運営協議会委員名簿

委嘱期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日まで

平成26年1月1日現在

No.	氏名	所属
1	いとう ひろし 伊藤 寛	
2	いとう ゆみ 伊東 由美	
3	さとう しゅういち 佐藤 修一	
4	えんどう じゅんじ 遠藤 純二	
5	かもした まもる 鴨志田 衛	
6	こいずみ ふみのり 小泉 史範	
7	きむら たけし 木村 武司	
8	やまの ひろみ 山野上 浩己	
9	おおたに えみこ 大谷 笑子	
10	なかえ よういちろう 中江 陽一郎	
11	たかぎ えつこ 高木 悦子	
12	よしかわ れいこ 芳川 玲子	

※11月民生委員児童委員の任期が満了となり、前任者の辞職に伴い新たに委嘱をした者で、  
委嘱期間は、平成25年12月1日から平成27年3月31日まで（前任者の残任期間）。  
前任者・加藤 彰久（かとう あきひさ） → 後任者・小泉 史範（こいずみ ふみのり）

## 議案第1号

### 海老名市社会教育委員条例の一部改正について

別紙のとおり、海老名市社会教育委員条例（昭和37年条例第41号）の一部改正について、議決を求める。

平成26年1月17日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

法改正に伴う所要の措置

## 海老名市社会教育委員条例の一部改正について

### 1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 3 次一括法）により、社会教育法第 15 条及び第 18 条が改正されることに伴い、海老名市社会教育委員条例の一部を改正するため。

### 2 改正内容

- ① 現行の海老名市社会教育委員条例に新たに委嘱の基準を追加  
（文部科学省令で新たに定められている参酌基準に「公募による市民」を追加）
- ② 定数に「以内」を追加
- ③ 任期にただし書きを追加  
（ただし、再任は妨げない）
- ④ 補欠委員を委嘱する「ことができる」を追加

### 3 条例改正案について

別紙「新旧対照表（案）」のとおり

### 4 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

### 5 今後のスケジュール

平成 26 年 1 月	最高経営会議
平成 26 年 3 月	3 月議会へ上程

# 海老名市社会教育委員条例の一部改正(案)の概要

## 1 条例改正の趣旨

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)により、社会教育法第15条及び第18条が改正され、平成26年4月1日に施行されます。

改正後の社会教育法第18条の規定により、社会教育委員の委嘱の基準については、これまでの文部科学省で定めた一律のものから、文部科学省で定める基準を参酌して、それぞれの地方公共団体において条例で定めることとなったため、海老名市社会教育委員条例の一部を改正するものです。

## 2 条例改正の背景

### (1) 社会教育法の改正

海老名市社会教育委員の委嘱基準については、改正前の社会教育法第15条の規定を基準としていましたが、今回次のように改正されました。

社会教育法 改正前	社会教育法 改正後
<p>(社会教育委員の構成) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(中略) (社会教育委員の定数等) 第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</p>	<p>(社会教育委員の設置) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(中略) (社会教育委員の委嘱の基準等) 第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。<b>この場合において、社会教育委員の委嘱基準に</b></p>

### (2) 文部科学省令で新たに定められている参酌すべき基準

改正後の社会教育法第18条の規定に基づいて、社会教育委員の委嘱の基準を地方公共団体の条例で定めるに当たり、文部科学省から示された参酌基準は次のとおりです。

社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

## 3 海老名市社会教育委員条例の一部改正(案)

海老名市社会教育委員条例 現行

(定数)

第2条 委員の定数は10人とする。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。

2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱する。

法律の改正に基づいて、条例の一部を改正します。

現行条例に新たに追加

### 第2条と第3条の間に追加

海老名市社会教育委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

※上記追加のほか

現行第2条 委員の定数に「以内」を追加

現行第3条 任期に「ただし、再任は妨げない」を追加

現行第3条 3項 補欠委員を委嘱する「ことができる」を追加する。

海老名市社会教育委員条例新旧対照表（案）

新（改正案）	旧（現行）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、市教育委員会に海老名市社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、同法第18条の規定に基づき、委員の<u>委嘱の基準</u>、定数、任期、報酬等について定めるものとする。</p> <p>（定数）</p> <p>第2条 委員の定数は10人以内とする。</p> <p>（委嘱の基準）</p> <p>第3条 <u>海老名市社会教育委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。</u></p> <p>（1）<u>学校教育関係者</u></p> <p>（2）<u>社会教育関係者</u></p> <p>（3）<u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p>（4）<u>学識経験者</u></p> <p>（5）<u>公募による市民</u></p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は1年とする。<u>ただし、再任は妨げない。</u></p> <p>2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。</p> <p>3 委員に欠員を生じたときは、<u>補欠委員を委嘱することができる。</u></p> <p>4 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>（報酬及び費用弁償）</p> <p>第5条 委員の報酬及び費用弁償は、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の定めるところによる。</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、市教育委員会に海老名市社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、同法第18条の規定に基づき、委員の定数、任期、報酬等について定めるものとする。</p> <p>（定数）</p> <p>第2条 委員の定数は10人とする。</p> <p>（任期）</p> <p>第3条 委員の任期は1年とする。</p> <p>2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。</p> <p>3 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。</p> <p>4 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>（報酬及び費用弁償）</p> <p>第4条 委員の報酬及び費用弁償は、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の定めるところによる。</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要事項は、教育委員会規則で定める。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 議案第2号

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立図書館条例施行規則（昭和59年教委規則第3号）の一部改正について、議決を求める。

平成26年1月17日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 提案理由

図書館の管理について、指定管理者制度を導入するため



海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市立図書館条例施行規則（昭和 59 年教委規則第 3 号）

2 改正理由

海老名市立図書館条例の改正に伴い、規則で開館時間を定めるため。

3 主な改正内容

別紙改正文及び新旧対照表のとおり

4 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

## 海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市立図書館条例施行規則（昭和59年教委規則第3号）を次のように改正する。

第5条及び第6条を削り、第4条の3を第6条とし、第4条の2を第5条とする。

第7条を次のように改める。

（開館時間）

第7条 条例第15条第1項の規則で定める図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

第20条中「第19条」を「第21条」に改める。

別記様式中「第4条の2」を「第5条」に、「海老名市図書館」を「海老名市立図書館」に改め、「寄付行為の写し」を削り、「市町村税」を「市町村民税」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

海老名市立図書館指定管理者指定申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

所在地

団体名

印

代表者氏名

印

海老名市立図書館の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

- 1 共同企業体構成員確認書（※共同企業体応募でない場合は不要）
- 2 海老名市立図書館指定管理者 事業計画書及び収支予算書
- 3 申請事業者団体に関する書類
- 4 登記事項証明書、定款又はこれに類する書類
- 5 前事業年度（平成24年度）の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書
- 6 現事業年度（平成25年度）の事業計画書及び収支予算書又はこれに類するもの
- 7 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近の決算期に係るもの）
- 8 暴力団員等の排除に係る調査承諾書
- 9 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- 10 労働分野に関する質問回答書
- 11 プライバシーマークの使用許諾又はそれに類する個人情報保護に関して取得している資格等の証明書類

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(指定管理者の申請)</u></p> <p><u>第5条 条例第5条第2項の規則で定める申請書は、海老名市立図書館指定管理者指定申請書 (別記様式。以下「申請書」という。) とする。</u></p> <p><u>2 条例第5条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 定款の写し、規約その他これらに類する書類</u></p> <p><u>(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人格のない団体にあつては、役員名簿等その構成状況を示す書類</u></p> <p><u>(3) 申請書の提出日の属する事業年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書。ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 申請書の提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類する書類</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類</u></p> <p><u>(事業報告書)</u></p> <p><u>第6条 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度の指定管理者及び従事する者の出勤状況を示す資料</u></p> <p><u>(2) 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合は、その内容</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要とする事項</u></p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(指定管理者の申請)</u></p> <p><u>第4条の2 条例第5条第2項の規則で定める申請書は、海老名市立図書館指定管理者指定申請書 (別記様式。以下「申請書」という。) とする。</u></p> <p><u>2 条例第5条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 定款の写し、規約その他これらに類する書類</u></p> <p><u>(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人格のない団体にあつては、役員名簿等その構成状況を示す書類</u></p> <p><u>(3) 申請書の提出日の属する事業年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書。ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 申請書の提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類する書類</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類</u></p> <p><u>(事業報告書)</u></p> <p><u>第4条の3 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度の指定管理者及び従事する者の出勤状況を示す資料</u></p> <p><u>(2) 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合は、その内容</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要とする事項</u></p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p><u>第5条 図書館の開館時間は、午前8時30分から午後7時までとする。</u></p> <p><u>2 日曜日、月曜日、火曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日」という。) にあつては、午前8時30分から午後5時15分までとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、2階閲覧室及び参考図書室の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>5 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を</u></p>

得て開館時間を一時的に変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

区 分	休 館 日
中央図書館	毎月第1、第3 及び第5月曜日 (ただし、祝日 の場合は開館す る。)
	12月29日か ら翌年の1 月3日まで )
	館内整理日 (原則とし て毎月末日 )
	館内特別整理期間 (1年につき5日を超 えない範囲内で、教 育長が定める期間)
有馬図書館	毎月第2、第4 及び第5月曜日 (ただし、祝日 の場合は開館す る。)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て臨時に休館することができる。

第7条 削除

第8条～第19条 略

(教育委員会による運営管理)

第20条 条例第19条に規定する読替規定は、この規則においても準用する。この場合において、第8条から第18条まで(第9条、第10条及び第14条の2を除く。)の規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(開館時間)

第7条 条例第15条第1項の規則で定める図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

第8条～第19条 略

(教育委員会による運営管理)

第20条 条例第21条に規定する読替規定は、この規則においても準用する。この場合において、第8条から第18条まで(第9条、第10条及び第14条の2を除く。)の規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

第21条以下 略

別記様式 (第5条関係)

海老名市立図書館指定管理者指定申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

所在地

団体名 印

代表者氏名 印

海老名市立図書館の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

- 1 共同企業体構成員確認書 (※共同企業体応募でない場合は不要)
- 2 海老名市立図書館指定管理者 事業計画書及び収支予算書
- 3 申請事業者団体に関する書類
- 4 登記事項証明書、定款 \_\_\_\_\_ 又はこれに類する書類
- 5 前事業年度 (平成 24 年度) の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書
- 6 現事業年度 (平成 25 年度) の事業計画書及び収支予算書又はこれに類するもの
- 7 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (直近の決算期に係るもの)
- 8 暴力団員等の排除に係る調査承諾書
- 9 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- 10 労働分野に関する質問回答書
- 11 プライバシーマークの使用許諾又はそれに類する個人情報保護に関して取得している資格等の証明書類

第21条以下 略

別記様式 (第4条の2関係)

海老名市立図書館指定管理者指定申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

所在地

団体名 印

代表者氏名 印

海老名市図書館の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

- 1 共同企業体構成員確認書 (※共同企業体応募でない場合は不要)
- 2 海老名市図書館指定管理者 事業計画書及び収支予算書
- 3 申請事業者団体に関する書類
- 4 登記事項証明書、定款、寄付行為の写し又はこれに類する書類
- 5 前事業年度 (平成 24 年度) の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書
- 6 現事業年度 (平成 25 年度) の事業計画書及び収支予算書又はこれに類するもの
- 7 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (直近の決算期に係るもの)
- 8 暴力団員等の排除に係る調査承諾書
- 9 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- 10 労働分野に関する質問回答書
- 11 プライバシーマークの使用許諾又はそれに類する個人情報保護に関して取得している資格等の証明書類

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。